

全建労発第 6 号
令和 6 年 4 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（要請）
（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省より別紙の通り、建設業労働災害防止協会において策定された「木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアル」について、本会に対して周知依頼がありました。

本マニュアルでは、足場・屋根上・開口部等の作業におけるリスクアセスメントの実施手順や足場の設置が困難な場合の安全対策、また、はしご・脚立等からの墜落防止対策の実施方法等が示されており、本マニュアルに基づく対策の推進により、墜落・転落災害の防止が期待されます。

つきましては、本マニュアルに基づく取組が促進されるよう、貴会会員企業に周知いただきますようよろしく願いいたします。

（担当：労働部 菅原）